

# 消費者機構日本ニュースレター

## 147号

### 年頭所感

#### 消費者裁判手続特例法の活用と政策提言をすすめる。

特定非営利活動法人 消費者機構日本  
代表理事 理事長 和田 寿昭

新年明けましておめでとうございます。旧年中は、多くの皆様に当機構の活動にご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。 昨年は、差止請求等の消費者被害の拡大防止の活動を引き続き着実にすすめてまいりました。裁判外では是正が図られ公表にいたったものが 11 件。裁判外では解決に至らず、差止請求訴訟にいたったものが 1 件あり、係争中となっています。

そして、集団的消費者被害の回復の取り組みとしては、12 月 17 日に消費者裁判手続特例法を活用しての第 1 号となる共通義務確認訴訟を提起いたしました。2016 年 12 月 27 日に特定適格消費者団体の認定を受けて以降、7 件の事案について、問合せ、申入れ等をしてまいりましたところ、そのうち 3 件については返金等の意思が示され、また 1 件については相手方の所在が不明となり、終了。残り 3 件について検討をすすめておりましたが、そのうち東京医科大学に対する受験料等返還を求める損害賠償請求事案について提訴にいたりしました。

この他にも消費者の皆様からは引き続き多くの情報をいただいておりますが、消費者裁判手続特例法では、共通義務確認訴訟の対象事案について、法施行（2016 年 10 月 1 日）後に契約されたか不法行為が働かれたものとの制約があります。また、共通性・多数性・支配性といった要件を満たさないとされる事案もあります。さらには、これら要件を満たす可能性があっても、相手方事業者から被害額を回収できる見込みが持てない事案もあります。そのためなかなか裁判外の申入れにも至らないケースが多数あります。そのような検討を経て、消費者裁判手続特例法をより活用しやすくする法改正課題について、昨年 6 月の当機構のシンポジウムで問題提起を行いました。その後の検討結果もふまえ、他の二つの特定適格消費者団体とも相談し、同法の 3 年後見直しに向けた政策提言の準備をすすめてまいります。

また、昨年当初からのジャパンライフ(株)の被害や、昨年年末の WILL(株)の被害など、リース等の運用実体が伴わないにもかかわらず、多数の消費者から多額の金員を集めていた事案を振り返ると、行政による早期の財産保全の措置ができるような制度検討も必要と考えます。

高齢者の消費者被害が増え、民法の成年年齢引下げによる若年者の消費者被害の拡大も懸念される所です。当機構は、本年も消費者団体訴訟制度の活用をすすめるとともに、消費者被害の回復のための制度充実を求めて、政策提言を積極的にすすめてまいります。消費者庁には、各地で活動する適格消費者団体に対して、規制ではなく活動支援の拡充により、消費者団体訴訟制度がさらに活用される環境整備を求めてまいります。

本年も変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

大学学校法人東京医科大学が性別、浪人年数および高等学校等コードを理由として不当な選抜基準を設けていたことに関し、平成 29 年度・平成 30 年度の入学試験において不利益な扱いを受けた志願者（受験生）への入学検定料等の返還を求めて、被害回復訴訟を提起しました。

当機構は当該大学が性別、浪人年数を理由として不当な選抜基準を設けていたことを受け、2018 年 8 月 27 日から受験料返還を求める方からの情報提供を呼びかけていました。

いただいた情報、ご意見を踏まえて当該大学に対して同年 9 月 19 日付「申入れ書」および 9 月 21 日付「要請書」を送付し、被害者への損害賠償金の支払いなどを求めたところ、当該大学より 10 月 4 日付「回答書」が送付され、第三者委員会の調査報告を待って回答したいとのことでした。

当該大学の第三者委員会の第一次調査報告書は 10 月 22 日付で公表され、得点調整の範囲が当初の大学発表よりも広範にわたることが明らかにされました。また、当該大学から 11 月 14 日付で 2 通目の「回答書」が送付されました。

この 2 通目の「回答書」によると、当機構の申入れ内容に対しては引き続き検討中であり、今後の第三者委員会の調査結果も踏まえて対応を決定するとのことでした。

当機構は、第一次調査報告書および 11 月 14 日付「回答書」の内容を踏まえ、11 月 16 日付で申入れ事項の追加（被害回復の対象となる志願者の範囲拡大）と回答の要請を行いました。

これに対し、当該大学から 11 月 30 日付で 3 通目の「回答書」が送付され、平成 29 年度・平成 30 年度の志願者とそれ以前の志願者の間に不平等が生じないように、第三者委員会の調査結果を待って判断したいとのことでした。

ここまでの詳細につきましては、下記 URL をご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_180920\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180920_01.html)

当機構は、被害回復の対象となる平成 29 年度・30 年度の志願者についてはすでに得点調整の実態が第三者委員会の調査で明らかになっていることを踏まえ、さらなる調査報告を待つことなく被害回復が図られるべきとの判断により、当該大学に対して入学検定料等の返還を求める被害回復訴訟を 12 月 17 日に東京地方裁判所に提起しました。

#### 【請求の趣旨】

##### (1) 被害回復の対象となる志願者

- ① 平成 29 年度の医学部医学科の一般入学試験およびセンター試験利用入学試験の志願者であって、女性、浪人生または高等学校等コード 51000 以上の志願者
  - ② 平成 30 年度の医学部医学科の一般入学試験およびセンター試験利用入学試験の志願者であって、女性、3 浪以上の浪人生または高等学校等コード 51000 以上の志願者
- ※ いずれも二次試験で各年度において合格の判定を受けた志願者を除きます。

##### (2) 被害回復の対象となる損害

- ① 入学検定料、受験票送料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費及び対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額

訴状等詳細につきましては、下記 URL をご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/trial/topic\\_20181217\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/trial/topic_20181217_01.html)

「コミュトレ」（コミュニケーション能力等をトレーニングする講座）を運営している株式会社アイソルートは、中途解約時に一定の場合を除き支払いの停止や返金の請求ができないとしていた isoroot Business Communication Training 申込規定を改訂し、当該趣旨の文言を削除しました。

当機構は消費者からの情報提供を受け、「コミュトレ」（コミュニケーション能力等をトレーニングする講座）を運営している株式会社アイソルートに対して、当該事業者が使用していた isoroot

Business Communication Training 申込規定（以下申込規定という）の 5.【解約・返金等】(2) が、実質的に平均的損害を超える違約金を定める趣旨であることから、消費者契約法第 9 条 1 号に該当し得ると判断し、同社に対して、下記契約条項の削除を求める申入れを行いました。具体的には、「受講者が死亡した場合」、「当社が受講不能と判断した場合」以外は、契約解除等による支払いの停止、返金の請求をすることができないと規定し、経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった等の個人的理由によるものは、応じられないとしていました。その他、WEB サイトの料金体系の改善要請及び申込規定の条項に関する問合せをあわせて行いました。

これに対して同社からは、お客様からの契約解除の申し出に対しては、自主的に「受講不能」として取り扱ってきたので、申入れの対象となった部分の削除には異存ないとの回答がありました。その他の要請や問合せに関しても、申込規定を改訂した為、協議を終了しました。

詳細につきましては、ウェブサイトをご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_181119\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181119_01.html)

「保険金を使って、住宅修理をしませんか」と勧誘し建物の補修等の工事を行っていた J A P A N 株式会社（旧シーエス株式会社）に対し、「業務委託契約書」の内容について申入れをしていましたが、既に当該業務を廃止していることを確認した為、協議を終了しました。

当機構は消費者からの情報提供を受け、JAPAN 株式会社（旧シーエス株式会社）（東京都品川区）に対して、当該事業者が使用する業務委託契約書（以下契約書という）にある契約解除時の違約条項および、法定利率を超える遅延損害金に、「申入れ」を行いましたが、当該事業者と以下の内容を確認した為、和解し協議を終了しました。

#### <和解した主な内容>

- ①既に当該業務を行っていないこと、「業務委託契約書」は使用していないことを約束する。
- ②消費者から、建物の補修工事等を受注する際には、以下の趣旨の意思表示を行わないことを約束する。
  - (1) 工事業務に着手する前に契約を解除した場合受給保険金額の 50%相当額を報酬および経費として支払えとする意思表示。
  - (2) 消費者の支払いが遅れた時に、年率 14.6%を超える遅延損害金を求める旨の意思表示。また訪問販売の場合には、年率 6%を超える遅延損害金を求める旨の意思表示。

詳細につきましては、ウェブサイトをご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_181120\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181120_01.html)

**(株)三菱 UFJ 銀行が無担保カードローン「バンクイック」の規定を改定しました。**

消費者機構日本は、消費者からの情報提供を受け、各銀行が販売しているカードローン（無担保のもの）の規定における「相続の開始があったときは、期限の利益を失ったとして相続人は被相続人の債務の全額を直ちに一括で返済する」旨の条項（以下「本件条項」）は、消費者の利益を一方的に害する懸念がある旨を、2016 年 3 月、関係各所に伝えたいうで面談を行いました。しかし、上記懸念の払拭には至らなかったため、同年 11 月、株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「三菱 UFJ 銀行」）に対して、本件条項（※）には消費者契約法 10 条違反があるとして削除を求める申し入れを行いました。

(※)三菱 UFJ 銀行の本件条項とは「カードローン バンクイック ローン規定」第 12 条 1 項 7 号です。現行（2018 年 12 月 25 日まで）の本件条項は、正確には以下の記載内容となっております。

第 12 条（即時支払）

次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知、催告がなくても貸越元利金等の全額について弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利金等を支払うものとします。

(1)～(6) は記載省略

(7) 借主に相続の開始があったとき

### 【協議結果】

三菱 UFJ 銀行からは、以下のとおり対応する旨の回答がありました。

○カードローンの主力商品である「バンクイック」から、本年 12 月 25 日をもって本件条項を削除する。

### 【当機構の評価】

三菱 UFJ 銀行が「カードローン バンクイック ローン規定」から本件条項を削除することを決定しました。本対応により、相続人は相続の開始のみを理由とした期限の利益の喪失はしないこととなり、遅延損害金の発生や保証会社から代位弁済を受けることもなくなりました。

帳票改訂等にかかる一定規模の費用負担や相続時の対応に伴う人的負担が発生するなか、当機構からの申し入れに対応された三菱 UFJ の企業姿勢を当機構は評価します。

なお、三菱 UFJ 銀行は、本年 12 月 25 日から、本件条項を削除した「カードローン バンクイック ローン規定」の使用を開始しています。

[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_181225\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181225_01.html)

## 第 29 回消費者志向経営セミナー（景品表示法実務対応のポイント）のご案内

2019 年 2 月 26 日（火）午後「実務者必見！景品表示法実務対応のポイント～違反事例と適格消費者団体による差止請求事例～」と題した第 29 回消費者志向経営セミナーを開催いたします。

景品表示法に基づく法的措置件数が増加し、2017 年度には 50 件もの措置命令が出されています。消費者庁は「打消し表示に関する実態調査報告書」を公表し、景品表示法に違反した場合には、厳正に対処するとしています。そこで過去に消費者庁表示対策課に勤務されていた木村智博弁護士より、最近の行政指導の内容と企業がどのような点に注意したらよいのかというポイントを解説します。また第 2 部は、当機構より、景品表示法に基づいて行った差止請求事例についてご説明いたします。

是非この機会に、景品表示法に対する理解をより一層深め、表示の適正化や違反行為の未然防止に役立てていただきますよう、参加のご検討をお願いいたします。

### 記

1. テーマ 景品表示法実務対応のポイント
2. 日時 2019 年 2 月 26 日（火）  
13 時 30 分～16 時 30 分（受付 13 時～）
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5 階会議室
4. 参加費 お一人様 10,000 円  
(正会員、協力会員には割引がございますので、別途ご案内します。)

5. 参加人数 40名（先着順）

6. タイムスケジュール（予定）

時 間	内 容
13：30～15：45 （休憩・質疑応答を含む）	○景品表示法における違反事例及び実務対応のポイント 弁護士 木村 智博（元消費者庁表示対策課課長補佐）
15：45～15：55	休憩
15：55～16：30	消費者機構日本が行った差止請求事例（景品表示法） 磯辺 浩一（消費者機構日本専務理事）

7. 申込方法 添付チラシに掲示のセミナー申込書の裏面の要領にて、  
消費者機構日本事務局までFAXかEメール添付でお申込みください。

FAX： 03-5216-6077

E-mail： [seminar@coj.gr.jp](mailto:seminar@coj.gr.jp)

### 全国の適格消費者団体（19団体）のホームページ公表情報（11月1日～12月25日分）

○各適格消費者団体（19団体）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(11月1日～12月25日)
《消費者支援ネット北海道》 <a href="http://www.e-hocnet.info/">http://www.e-hocnet.info/</a>	■11月15日：時間貸し駐車場運営会社パラカ(株)に対する申入れ協議経過を公開します。 <a href="http://www.e-hocnet.info/offer/poog4.htm">http://www.e-hocnet.info/offer/poog4.htm</a>
《消費者市民ネットとうほく》 <a href="http://www.shiminnet-tohoku.com/">http://www.shiminnet-tohoku.com/</a>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援群馬ひまわりの会》 <a href="https://www.npo-himawari.jp/">https://www.npo-himawari.jp/</a>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a>	■11月12日：イマジン・グローバル・ケア（株）に対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました。 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/181112_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/181112_01.html</a> ■11月30日：(株)NTTドコモ控訴審判決に関する訴訟代理人団声明 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/181130_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/181130_01.html</a> ■11月30日：(株)NTTドコモに対する差止請求訴訟控訴審判決を受けて <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/181130_02.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/181130_02.html</a> ■12月10日：(株)トーソーコンストラクションに対し、差止請求訴訟を提起しました <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/181210_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/181210_01.html</a>

	<p>■ 12 月 19 日：(株) トーソーコンストラクションに対する差止請求訴訟の第 1 回期日が決まりました  <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/181219_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/181219_01.html</a></p>
<p>《消費者機構日本》  <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a></p>	<p>■ 11 月 9 日：「とうきょう修理」の運営会社「オルネスホールディング株式会社」に対して要請・申入・質問を行いましたが、回答がありません。  <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181108_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181108_01.html</a></p> <p>■ 11 月 20 日：「保険金を使って、住宅修理をしませんか」と勧誘し建物の補修等の工事を行っていた JAPAN 株式会社（旧シーエス株式会社）に対し、「業務委託契約書」の内容について申入れをしていましたが、既に当該業務を廃止していることを確認した為、協議を終了しました。  <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181120_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181120_01.html</a></p> <p>■ 11 月 20 日：中途解約時に一定の場合を除き支払いの停止や返金の請求ができないとする趣旨の規定が削除される等、株式会社アイソルート、isoroot Business Communication Training 申込規定が、改訂されました。  <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181119_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181119_01.html</a></p> <p>■ 11 月 20 日：株式会社 ONE MESSAGE から、「ご納得いただけなかった方へは誠意を以て返金の対応をさせていただきたいと考えております。」との回答がありました。</p> <p>【追記】株式会社 ONE MESSAGE から「現在、東京地裁で賠償問題について係争中であるため、その帰趨を踏まえて消費者機構日本の要請に対応したい。」との連絡がありました。  <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180315_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180315_01.html</a></p> <p>■ 11 月 20 日：有限会社シエナ（エステティックサロン）（東京都港区）のシエナ会員規約からサプリメントは返品返金しないとする文言、自己都合による解約は一切認められないとする文言が削除されていたことを確認しました。  <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181119_02.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181119_02.html</a></p> <p>■ 12 月 12 日：学校法人東京医科大学に対して 2018 年 9 月 19 日以降、申入れ・要請・質問を行い、3 通の回答文書を受領しました。  <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180920_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180920_01.html</a></p> <p>■ 12 月 21 日：(株) 学校法人東京医科大学に対し、平成 29 年度・平成 30 年度の入学検定料等の返還を求めて被害回復訴訟（損害賠償請求訴訟）を提起しました。  <a href="http://www.coj.gr.jp/new/topic_181221_01.html">http://www.coj.gr.jp/new/topic_181221_01.html</a></p> <p>■ 12 月 25 日：株式会社三菱 UFJ 銀行によるカードローン規定の改定について  <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181225_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181225_01.html</a></p>
<p>《全国消費生活相談員協会》  <a href="http://www.zenso.or.jp/">http://www.zenso.or.jp/</a></p>	<p>■ 12 月 18 日「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」（案）についての意見を提出いたしました。  <a href="http://www.zenso.or.jp/information/news/5274.html">http://www.zenso.or.jp/information/news/5274.html</a></p>
<p>《消費者支援かながわ》  <a href="http://www.ss-kanagawa.org/">http://www.ss-kanagawa.org/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》  <a href="http://csnet-ishikawa.com/">http://csnet-ishikawa.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 <a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 11 月 6 日：APAMAN 株式会社から書面（簡易書留）で回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/3816.html">http://cnt.or.jp/information/3816.html</a></li> <li>■ 11 月 21 日：ひらい歯科に対して申入書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/3844.html">http://cnt.or.jp/information/3844.html</a></li> <li>■ 11 月 21 日：(株)ワニブックスに対して申入書を送付しました。 (回答期限 2018 年 12 月 21 日) <a href="http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/11/e575ee6768fe50d406ccf98cea4370a8.pdf">http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/11/e575ee6768fe50d406ccf98cea4370a8.pdf</a></li> <li>■ 11 月 28 日付けひらい歯科より書面にて回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/3844.html">http://cnt.or.jp/information/3844.html</a></li> <li>■ 12 月 18 日：大東建託パートナーズ株式会社に対して申入書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/3875.html">http://cnt.or.jp/information/3875.html</a></li> <li>■ 12 月 18 日：(株)アニメイトに対して申入書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/3872.html">http://cnt.or.jp/information/3872.html</a></li> <li>■ 12 月 18 日：GMO コイン(株)に対して申入書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/3869.html">http://cnt.or.jp/information/3869.html</a></li> <li>■ 12 月 18 日：(株)名古屋観光ホテルに対して申入書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/3866.html">http://cnt.or.jp/information/3866.html</a></li> <li>■ 12 月 18 日：株式会社エスプリラインに対して要請終了連絡書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/3863.html">http://cnt.or.jp/information/3863.html</a></li> <li>■ 12 月 18 日：楽天(株)に対して申入終了通知書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/3860.html">http://cnt.or.jp/information/3860.html</a></li> </ul>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 <a href="http://kccn.jp/">http://kccn.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 11 月 13 日：株式会社ラッシュアマンと和解しました。 <a href="http://kccn.jp/data/mousiiresasitome/kenkoushokuhin/lashaman/181113_lashaman-wakai.pdf">http://kccn.jp/data/mousiiresasitome/kenkoushokuhin/lashaman/181113_lashaman-wakai.pdf</a></li> </ul>
<p>《消費者支援機構関西》 <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 12 月 10 日：「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」(USJ)を運営する合同会社ユー・エス・ジェイに対して、WEBチケットストア利用規約のキャンセル及び転売禁止条項について <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000887">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000887</a></li> <li>■ 12 月 14 日：家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対する差止訴訟の第 15 回裁判が行われました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000889">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000889</a></li> <li>■ 12 月 17 日：岡三証券(株)、(株)証券ジャパン、みずほ証券(株)に対し「要請書」を送付しました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000891">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000891</a></li> </ul>
<p>《ひょうご消費者ネット》 <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 11 月 21 日：職業訓練法人近畿建設技能研修協会三田建設技能研修センターに対して、質問書を送付しました。 <a href="http://hyogo-c-net.com/pdf/181121_k-sanda.pdf">http://hyogo-c-net.com/pdf/181121_k-sanda.pdf</a></li> <li>■ 11 月 21 日：阪南理美容株式会社に対して、申入書を送付しました。 <a href="http://hyogo-c-net.com/pdf/181121_hannan.pdf">http://hyogo-c-net.com/pdf/181121_hannan.pdf</a></li> </ul>

<p>《消費者ネットおかやま》  <a href="http://okayama-con.net/">http://okayama-con.net/</a></p>	<p>■ 11 月 13 日：データ復旧事業を行うデジタルデータリカバリーの運営会社デジタルデータソリューションに申入書を送付しました。  <a href="http://okayama-con.net/sasidome/181113DDS.pdf">http://okayama-con.net/sasidome/181113DDS.pdf</a></p>
<p>《消費者ネット広島》  <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《えひめ消費者ネット》  <a href="http://ehime-syouhisya-net.org/">http://ehime-syouhisya-net.org/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》  <a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a></p>	<p>■ 12 月 21 日：学校法人福岡大学に申入れを行いました。  <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/914">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/914</a>          ■ 12 月 21 日：(株)メルカリより回答書を受領しました。  <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/909">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/909</a></p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》  <a href="http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html">http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》  <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》  <a href="http://www.net-kuma.com/">http://www.net-kuma.com/</a></p>	<p>■ 11 月 14 日タマホーム株式会社と工事請負契約書についての是正協議を終了しました。  <a href="http://net-kuma.com/activity/2018/11/post-20.html">http://net-kuma.com/activity/2018/11/post-20.html</a></p>



特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077